(昭和58年3月28日 条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定により、財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

- 第2条 財政状況の公表は、毎年6月及び12月に行うものとする。
- 2 天災その他避けることのできない理由により前項に規定する時期に財政状況を公表することができないときは、組合長はその理由のやんだときから1か月以内にこれを公表しなければならない。
- 第3条 前条第1項の規定により6月に行う財政状況の公表事項は、前年10月1日から 3月31日までの期間における次の各号に掲げる事項の概要を明らかにしたものとす る。
 - (1) 歳入、歳出予算の執行状況
 - (2) 住民の負担の状況
 - (3) 財産、地方債及び一時借入金の現在高
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、組合長が財政状況を説明するために必要と認める事項
- 2 前条第1項の規定により 12 月に行う財政状況の公表は、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度決算の概要を明らかにしたものとする。

(公表の方法)

- 第4条 財政状況の公表は、北信保健衛生施設組合公告式条例(昭和44年北信保健衛生施設組合条例第1号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。 (補則)
- 第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。